

## 相続税関係

# 相続人の確定前に法定相続人が死亡した場合

### 1 はじめに

相続税の申告にあたり、相続人が確定する前に法定相続人が死亡した場合に遺産分割の手続きはどのようにすればよいか迷うことがある。

本稿では、いくつかの場合に応じて相続を承認するか、放棄するかの選択方法を挙げてみる。

### 2 再転相続の場合

#### (1) 再転相続とは

再転相続とは被相続人が死亡して相続人が確定する前に、法定相続人が相続の承認、放棄の意思表示をしないで死亡し、相続が開始してしまうことをいう。

相続が開始した場合には相続を知った時から3か月以内の熟慮期間（民法915）に相続を承認するか、または放棄するかを選択しなくてはならない。

#### (2) 承認するか放棄するかを選択

例えば、最初の相続の法定相続人が配偶者と子であった場合に、子である相続人が相続の承認または放棄をする前に死亡した場合には第2の相続が開始する。この場合に子である相続人の相続人（配偶者、孫）は第1の相続と第2の相続について、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に相続するか放棄するかを選択する（民法916）こととなるが、その選択肢は4通りとなる。

#### ①祖父の相続を承認し、父の

相続を承認することは認められる。

②祖父の相続を放棄し、父の相続を承認することは認められる。

③祖父の相続を放棄し、父の相続も放棄することは認められる。

④祖父の相続を承認し、父の相続を放棄することは認められない。

※④の場合は祖父の相続を父が承認しているため、祖父の相続を父経由で相続出来ないからである。

#### (3) 代襲相続との違い

代襲相続とは、被相続人が亡くなったときに、その法定相続人が既に亡くなっている場合をいう。

### 3 数次相続

#### (1) 数次相続とは

数次相続とは、上記再転相続の事例において、子である相続人が熟慮期間を経過した場合および承認の選択をしたが具体的な遺産分割を行う前に死亡し、相続が開始したことをいう。

#### (2) 承認するか放棄するかを選択

この場合は、相続を放棄することなく子が死亡しているため、相続を承認した後に死亡したとして、孫は祖父の相続を放棄できないが、父の相続については承認または放棄をすることができる。

#### (3) 申告期限

相続の申告期限は、通常は被

相続人が亡くなってから10か月以内であるが、数次相続の場合は一次相続人が亡くなり、二次相続の開始を知った日の翌日から10か月以内に延長となる。

### 4 同時に死亡した場合の再転相続

例えば、両親と子が同時に事故死したような場合では、同時死亡（民法32の2）の扱いとなり、この3者の間では相続が発生しないことになる。

そのため、子の相続人が両親の財産を相続することはない。

しかし、両親は同時に死亡したが、子が同時には死亡せず後日死亡した場合には子は法定相続人となり、両親の相続に関して承認するか放棄するかを選択をしないままに亡くなれば、子の法定相続人は子の相続とその両親の相続についても承認するか放棄するかを選択をする必要がある。

### 5 おわりに

相続の開始により相続税申告書作成の依頼があった場合には、直前の相続で相続人として相続を承認するか、放棄を3か月以内に行っているかまで確認して、慎重に申告書の作成を行いたい。

右山研究グループ  
税理士 守屋 みゆき